

環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」  
(平成 26 年度版)

4 章 食品中の放射性物質 Q&A

1. 食品の放射性物質に関する安全確保全般に関する Q&A .....	7
QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか.....	7
QA2 学校給食の安全・安心を確保するため、どのような措置を講じているのですか.....	9
QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか.....	10
2. 食品の放射性物質に関する規制に関する Q&A .....	11
QA4 介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトに設定した理由を教えてください.....	11
QA5 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのでしょうか.....	12
QA6 食品安全委員会の食品健康影響評価で、「生涯における追加の累積の実効線量でおおよそ 100 ミリシーベルト以上で放射線による健康影響」とされていることとの関係は、どのようになっているのでしょうか.....	13
QA7 外部被ばくと内部被ばくを合計して、介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトにするべきではないのでしょうか.....	14
QA8 食品の汚染割合を 50%とした根拠を教えてください.....	15
QA9 放射性セシウム以外の核種の基準値は設けないのでしょうか.....	16
QA10 なぜ、ヨウ素やウランは規制対象に含まれていないのでしょうか.....	17
QA11 海洋汚染については情報が不十分なので、放射性セシウム以外の核種も検査するべきではないのでしょうか.....	18
QA12 なぜ、食品区分を 4 区分としたのでしょうか.....	19
QA13 飲料水の基準値を 10 ベクレル/kg とした根拠を教えてください.....	20
QA14 一般食品の基準値を 100 ベクレル/kg とした根拠を教えてください.....	21
QA15 牛乳及び乳児用食品の基準値を 50 ベクレル/kg とした根拠を教えてください.....	22
QA16 限度値の計算で、年齢が低いほど限度値が高くなっているが、これは小児の放射線による影響を過小評価しているのではないのでしょうか.....	23
QA17 基準値を施行することで学校給食等の安全は確保されているのでしょうか.....	24
QA18 一般食品を使って離乳食を手作りした場合、その材料は 100 ベクレル/kg が基準値となりますが、手作りの離乳食よりも市販のベビーフードの方が安全ということでしょうか.....	25
QA19 暫定規制値はどのような取扱いになるのでしょうか.....	26
QA20 輸入食品の監視指導における暫定限度である 370 ベクレル/kg はどのような扱	

	いになるのでしょうか.....	27
QA21	米、牛肉、大豆について経過措置を設けた理由を教えてください.....	28
QA22	基準値が厳しくなって、政府による検査計画の考え方も改正されるのでしょうか.....	29
QA23	食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制は、どのようなものですか..	30
QA24	食品中の放射性物質の基準値は、どのように決められたのですか.....	31
QA25	基準値は、乳幼児や胎児への影響も考えて決められていますか.....	33
QA26	食品中の放射性物質の基準値は、セシウム以外の核種から受ける影響は考えられていないのですか.....	35
QA27	加工した食品に、基準値はどのように適用されるのですか。調理に使う「木炭」や「薪」には、基準値があるのですか.....	37
QA28	「乳児用食品」をどのように見分ければいいのですか.....	38
QA29	食品のモニタリング検査とは、どのようなものですか.....	40
QA30	食品の出荷制限と摂取制限の仕組みは、どうなっていますか.....	41
QA31	基準値は、今後、見直しが予定されているのでしょうか.....	42
<b>3.</b>	<b>食品区分や検査に関する Q&amp;A.....</b>	<b>43</b>
QA32	製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を適用する茶の範囲を教えてください.....	43
QA33	玄米茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	44
QA34	紅茶やウーロン茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	45
QA35	麦茶やドクダミ茶など、チャノキを原料としないが、「茶」と名前のつく飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	46
QA36	チャノキを原料の一部に含むブレンド茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	47
QA37	抹茶や、茶葉をそのまま粉碎した粉末茶を湯に溶かして飲む場合は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	48
QA38	抹茶を加えたせん茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	49
QA39	ミルクを加えた茶飲料は、飲料水の基準が適用されますか.....	50
QA40	麦茶も摂取量が多いのですが、ペットボトル入りの麦茶には、飲料水の基準値が適用されますか.....	51
QA41	茶と同様に飲用されていると思われるコーヒーは、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	52
QA42	粉末飲料等の、希釈して飲まれる飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	53
QA43	原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する、乾燥食品の範囲を示してください.....	54
QA44	乾しいたけはだし汁も調理に使用しますが、水戻しを行った状態で基準値を適	

	用する際に、だし汁はどのように考えればよいでしょうか.....	55
QA45	濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ、などの濃縮食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか.....	56
QA46	濃縮果汁は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか.....	57
QA47	フリーズドライ食品については、原材料の状態と食べる状態（湯戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用するのでしょうか.....	58
QA48	粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか.....	59
QA49	乾燥食品について、水戻しの重量変化率や水戻し方法は、合理的な根拠があれば企業が独自に決めてもよいでしょうか.....	60
QA50	食品工場における製造用水は、飲料水の基準値が適用されますか.....	61
QA51	アイスクリームに使用する原料水は、飲料水のように大量に摂取されるものではありませんが、飲料水の基準値が適用されますか.....	62
QA52	乳児用食品の対象となる乳児の範囲を教えてください.....	63
QA53	乳児用食品の「乳児の飲食に供することを目的として販売する食品」とは何か、定義と範囲を明確にしてください.....	64
QA54	乳児（1歳未満）向けの食品であるかどうか、どのような観点で判断していくのですか.....	65
QA55	食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：1歳以上」等、乳児（1歳未満）向けではない旨を記載している食品は、今回の乳児用食品の対象食品に含まれないものとして扱ってよいですか.....	66
QA56	食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：7か月頃から」や「対象年齢：9か月頃から3歳頃まで」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか。また、「対象年齢：12か月頃から」や「対象年齢：1歳頃から」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか.....	67
QA57	特別なターゲット表示はないが、消化吸収が良いことから乳児にも好適である旨の表示をしている食品は、乳児用食品に該当しますか。また、その表示を削除すれば、乳児用食品に該当しなくなると解してよいでしょうか.....	68
QA58	乳児用食品の範囲の説明の中で、「乳幼児を対象とした調製粉乳」、「乳幼児用食品」、「乳幼児向け飲料」との記載がありますが、乳児と乳幼児の定義の違いはあるのでしょうか.....	69
QA59	一般消費者向けのヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリー、ハチミツなどは、乳児用食品に含まれますか.....	70
QA60	商品設計上は乳児用としていない食品を、消費者が乳児に与えたとしても、その商品が乳児用食品の範囲に含まれないと考えてよいでしょうか.....	71
QA61	手作りの離乳食に使われる可能性がある食品は、乳児用食品に該当しますか..	72

QA62	製造・加工された食品にも基準値が適用となりますが、モニタリング検査も行われるのでしょうか.....	73
QA63	残留農薬の基準値のように、原材料が基準値に適合していれば、その加工食品も適合していると取り扱うことはできないのでしょうか.....	74
QA64	製造、加工の定義を教えてください.....	75
QA65	米、大豆、牛肉を原材料として少しでも使用している製造・加工食品は、すべて経過措置の対象になるのでしょうか.....	76
QA66	平成 24 年 4 月に施行された基準値の適用以前に製造・加工された食品を原材料として、適用以後に製造・加工する場合には、原材料となる加工食品は平成 24 年 3 月までの暫定規制値に適合していればよいのでしょうか.....	77
QA67	主食の米から、少量しか摂取されない香辛料まで、摂取量に関係なく一般食品の基準値を適用するのはどうしてでしょうか.....	78
QA68	平成 24 年 3 月 31 日までに製造、加工された食品を、容器に入れたり、包装したりする（パッケージング）場合、経過措置の対象となるのでしょうか.....	79
QA69	チマキに用いる笹の葉などは実際には摂取されませんが、食品として放射能の基準値が適用となるのでしょうか.....	80
QA70	基準値を超過する食品を混合し、放射性物質を希釈することで基準を満たすことは認められるのでしょうか.....	81
QA71	食品添加物における放射性物質の基準値はどのように考えればよいでしょうか.....	82
QA72	家庭菜園で作った野菜など、自己消費する食品についても基準値は適用されるのでしょうか.....	83
QA73	工業用など、食用以外に使用されるものの扱いはどうなるのでしょうか.....	84
QA74	たばこには食品の基準値が適用されるのでしょうか.....	85
<b>4.</b>	<b>食品の検査一般に関する Q&amp;A.....</b>	<b>86</b>
QA75	平成 24 年 3 月 15 日付の食安発 0315 第 4 号で示した「食品中の放射性セシウム検査法」により測定した場合の、検査の検出限界値を食品区分ごとに示してください.....	86
QA76	検査結果と基準値の差がわずかであった場合、サンプルの不均一性や検出器の誤差はどのように考えればよいのでしょうか.....	87
QA77	平成 24 年 3 月 1 日付けの監視安全課事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」により測定した場合の、検査の測定下限値を示してください..	88
QA78	検査結果を記載する際に、有効数字は何桁にするのでしょうか.....	89
QA79	セシウム 137 のみが検出され、セシウム 134 が不検出の場合の検査結果は、どのように取り扱うのでしょうか.....	90
QA80	水戻しを行った状態で一般食品の基準値を適用する乾燥食品の、水戻し方法を示してください.....	91

QA81	平成 24 年 3 月 31 日までに製造された乾燥しいたげや茶など、暫定規制値には適合していないが新基準値には適合している食品について、食品衛生法第 54 条に基づく廃棄処分等の行政処分対応、回収指導等の行政指導等の措置をとる必要があるのでしょうか.....	92
QA82	基準値を超過した食品を流通させた事業者に対しては、どのような処分があり得るのでしょうか.....	93
QA83	基準値を厳しくすることで、検査件数が減り、違反品が流通するようになるのではないのでしょうか.....	94
QA84	原材料が基準値に適合している食品を用いて、最終食品が基準値を超過した場合は、誰に責任があるのでしょうか.....	95
<b>5.</b>	<b>飲料水に関する Q&amp;A.....</b>	<b>96</b>
QA85	水道水の安全性は、どうなっていますか.....	96
QA86	水道水や井戸水等の安全・安心は、どのように確保されているのですか.....	97
<b>6.</b>	<b>米に関する Q&amp;A.....</b>	<b>99</b>
QA87	米の安全性は、どうなっていますか.....	99
<b>7.</b>	<b>野菜・果物に関する Q&amp;A.....</b>	<b>101</b>
QA88	生鮮農産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか.....	101
QA89	野菜をゆでたり洗ったりすると放射線量が減りますか。家庭菜園の野菜は大丈夫ですか.....	102
<b>8.</b>	<b>お茶に関する Q&amp;A.....</b>	<b>103</b>
QA90	通常、水で浸出して飲用に供される茶は、どのように検査を行うのでしょうか.....	103
QA91	飲用に供する茶の具体的な検査方法を示してください.....	104
QA92	飲用に供する茶の試験に関し、荒茶又は製茶で検査する場合の検出限界値を教えてください.....	108
QA93	緑茶と麦茶以外の茶や、レギュラーコーヒーなど、浸出、抽出してから、飲む状態で一般食品の基準値を適用する食品について、浸出又は抽出の方法を示してください.....	109
<b>9.</b>	<b>畜産物に関する Q&amp;A.....</b>	<b>110</b>
QA94	牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか.....	110
QA95	牛乳の表示のどこを見ればその原産地がわかるのですか.....	112
QA96	畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか.....	113
<b>10.</b>	<b>きのこ・山菜・野生獣に関する Q&amp;A.....</b>	<b>114</b>
QA97	乾燥きのこについて、原材料の状態とは生のきのこの状態と、乾燥した状態と、どちらを指すのでしょうか.....	114
QA98	きのこ、山菜の安全性は、どうなっていますか.....	115
QA99	イノシシなどの野生獣について、検査はどうなっていますか.....	118

11. 水産物に関する Q&A .....	119
QA100 生鮮水産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか.....	119

公開資料を本資料に収録するに当たり、現時点での状況や広範囲の対象者に合致させる目的から、一部の QA に関しては、質問の修文や回答の部分削除等を行っている。

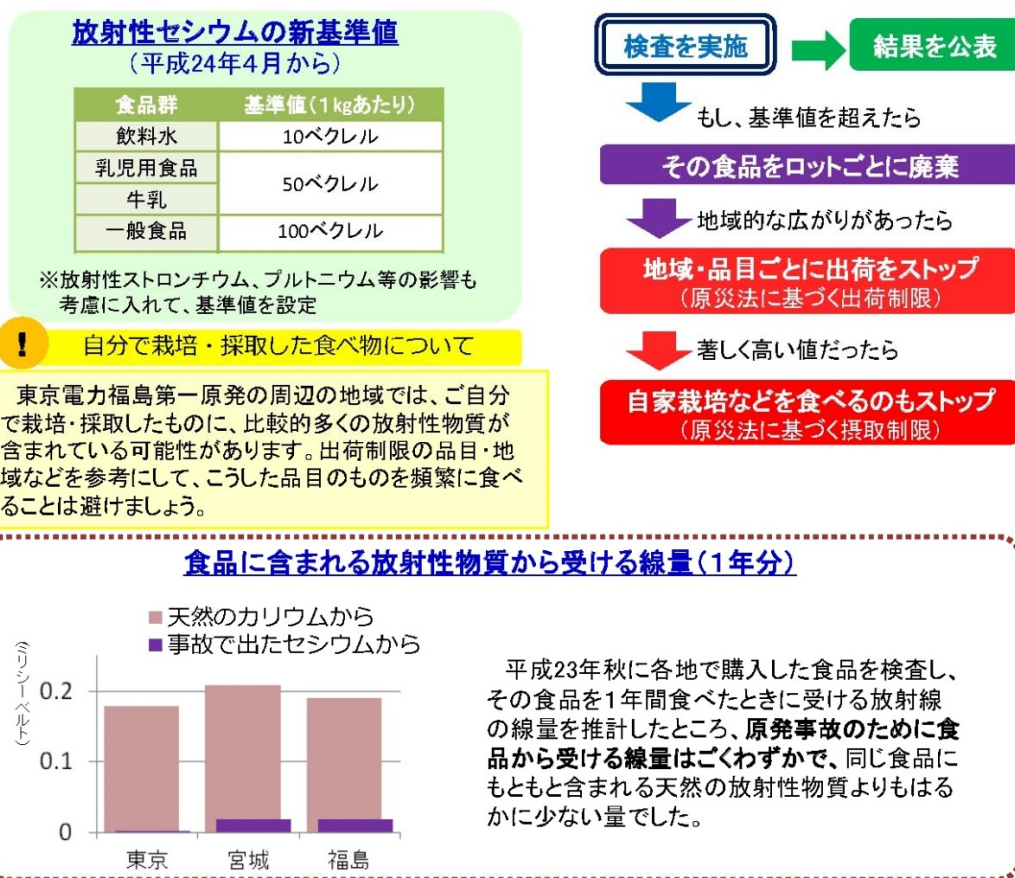
# 1. 食品の放射性物質に関する安全確保全般に関する

## Q&A

### QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか

食品中の放射性物質の基準値を設定し、検査を行い、基準値を超えている場合には、出荷を止めるなどの対策をとっています。こうした対策により、流通している食品を、安全に食べていただくことができます。

平成24年4月から、食品中の放射性物質について、生涯にわたり食べ続けたときに、食品から受ける放射性物質の影響が、十分小さく安全なレベルになるよう、基準値を定めました。



基準値を超える食品が流通しないよう、国の定めたガイドラインに基づいて、地方自治

体が検査を行っています。

基準値を超える食品が、地域的な広がりをもって見つかった場合には、国（原子力災害対策本部）の指示により、地域や品目ごとに出荷制限を行い、流通をストップします。

また、生産現場では、安全な農林水産物を安定的に供給するため、米の作付制限区域の設定、家畜の飼養管理の徹底、吸収抑制対策等を進めています。

参考：厚生労働省「食品中の放射性物質への対応」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

---

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

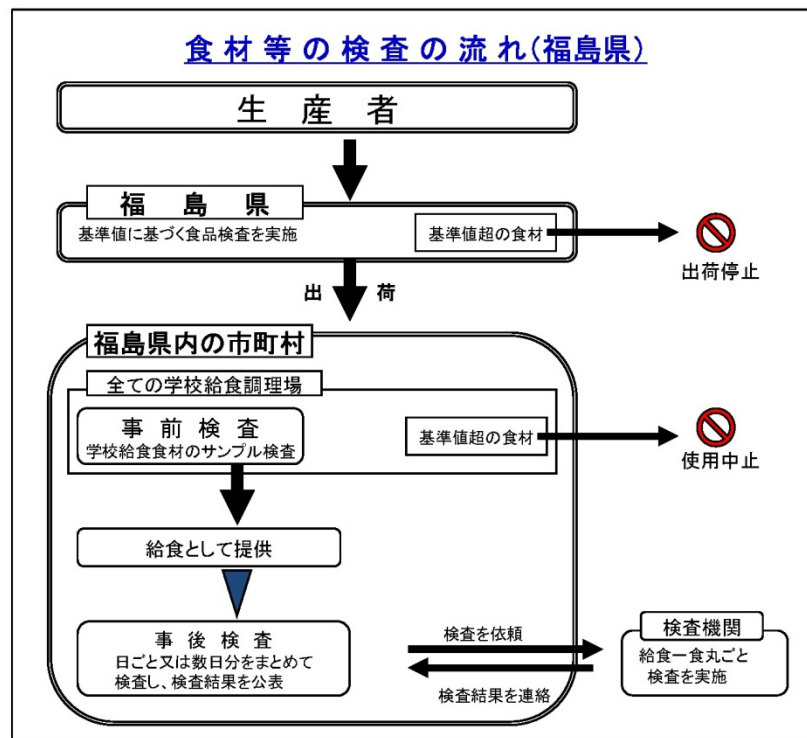
本資料への収録日：2013年1月16日



## QA2 学校給食の安全・安心を確保するため、どのような措置を講じているのですか

学校給食食材の検査機器整備支援のほか、一食全体の事後検査の事業を行っており、結果を自治体のホームページで公表します。

食品の安全については、基準値を超えるものが出回らないよう、出荷前に検査が行われていますが、学校給食の一層の安全・安心を確保するため、全調理場において放射性物質に関する事前検査ができるように検査機器の整備を支援しています。また、一食全体を事後に検査する事業も行っており、その結果は県市町村のホームページで公表します※。



※：福島県教育委員会のホームページ

<http://www.kenkou.fks.ed.jp/kyushoku/kyuushoku%20index.html> において、事前検査及び事後検査の測定結果を公表しています。また、文部科学省のホームページでは、各都道府県で公表している学校給食の放射性物質の検査結果へのリンク先一覧を掲載しています。[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1331439.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1331439.htm)

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日

改訂日：2015年3月31日

---

### QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられている のですか

---

農林水産省 [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s\\_seisan.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan.html)

- ・米生産についての Q&A
- ・畑作物(麦・大豆・そば)生産についての Q&A
- ・野菜生産についての Q&A
- ・果樹生産についての Q&A
- ・花き生産についての Q&A
- ・お茶生産についての Q&A
- ・肉、卵、牛乳・乳製品についての Q&A
- ・きのこや山菜についての Q&A
- ・計画的避難区域における農地、農業用水路等の管理に関する Q&A

水産庁 [http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/Q\\_A/index.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/Q_A/index.html)

- ・水産物についてのご質問と回答（放射性物質調査）

消費者庁 [http://www.caa.go.jp/jisin/food\\_s.html](http://www.caa.go.jp/jisin/food_s.html)

- ・食品中の放射性物質に関する広報の実施について

---

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

## 2. 食品の放射性物質に関する規制に関する Q&A

---

### QA4 介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトに設定した理由を教えてください

---

平成 24 年 4 月に設定された基準値は、食品の国際基準を策定する国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同会議であるコーデックス委員会が、食品の介入免除レベル（特段の措置をとる必要がないと考えられているレベル）として年間 1 ミリシーベルトを採用したガイドラインを提示していることや、モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあることを踏まえ、食料供給などに影響がない範囲内で合理的に達成可能な範囲でできる限り低い水準に線量を管理する ALARA（As Low As Reasonably Achievable）の考え方にに基づき、食品中に含まれる放射性物質の介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトと設定しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA5 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのでしょうか**

---

平成 23 年 3 月までの暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般に評価され、安全性は確保されています。平成 23 年の 9 月と 11 月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量（ストロンチウム等は含まない）は、年間に換算して 0.002～0.02 ミリシーベルト程度であり、年間 1 ミリシーベルトと比較しても大きく下回っています。しかし、暫定規制値は、事故後の緊急的な対応として定められたものであったことから、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、長期的な状況に対応する新たな放射性セシウムの基準値を定めることとしたものです。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA6 食品安全委員会の食品健康影響評価で、「生涯における追加の累積の実効線量でおおよそ 100 ミリシーベルト以上で放射線による健康影響」とされていることとの関係は、どのようになっているのでしょうか**

---

これまでのモニタリング検査の結果を用いて行った、基準値に基づいた食品からの放射性セシウムからの被ばく線量（ストロンチウム等は含まない）の推計によると、中央値濃度若しくは 90 パーセンタイル値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で 1 年間摂取したと仮定した場合で、それぞれ年間 0.043 ミリシーベルト、0.074 ミリシーベルトとなり、年間 1 ミリシーベルトと比較しても極めて小さなものとなっています。この値は、通常の一般生活において受ける線量を除いた生涯累積の実効線量としておおよそ 100 ミリシーベルト以上で健康影響が見いだされるとする食品安全委員会の食品健康影響評価に対しても十分に小さな値だと考えています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA7 外部被ばくと内部被ばくを合計して、介入線量レベルを年間1ミリシーベルトにするべきではないでしょうか

---

基準値の策定においては、介入線量レベルを年間1ミリシーベルトと設定していますが、実際の被ばく線量はこれよりも大幅に小さくなると推計されます。具体的には、これまでのモニタリング検査の結果を用い、中央値濃度若しくは90パーセントイル値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で1年間摂取したと仮定すると、それぞれ年間0.043ミリシーベルト、0.074ミリシーベルトとなり、年間1ミリシーベルトと比較しても極めて小さなものとなります。このように、内部及び外部を合わせた全被ばく線量における食品からの寄与は相当低い水準にあり、放射線による健康影響への対応としては、除染を推進することにより外部被ばく線量を抑えることが重要と考えています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

## QA8 食品の汚染割合を 50%とした根拠を教えてください

---

流通食品の汚染割合について、コーデックス委員会で定められている放射性物質に関するガイドラインでは、すべての食品が汚染されていると仮定せず、代わりに占有率（汚染国からの輸入される食品の割合）という考え方が取り入れられていることから、これを採用しました。「一般食品」では、我が国の食料自給率（平成 22 年度はカロリーベースで 39%、平成 32 年度までに 50%を目標）等との関係から、流通する食品の半分が汚染されているという安全側の想定の下に、基準値を設定しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA9 放射性セシウム以外の核種の基準値は設けないのでしょうか

---

基準値は、福島第一原子力発電所事故を受け、事故後の長期的な状況に対応するものであることから、比較的半減期が長く、長期的な影響を考慮する必要がある核種を対象としています。具体的には、原子力安全・保安院の評価に基づき大気中に放出されたと考えられる核種のうち、半減期が1年以上の核種すべて（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）としました。規制対象の核種のうち、セシウム以外の核種については測定に非常に時間がかかることから、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間 1 ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定しています。放射性セシウムとの比率の計算は、穀類、乳製品といった食品分類ごとに行っており、放射性物質の移行に関する食品ごとの特性も考慮しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日



---

## QA10 なぜ、ヨウ素やウランは規制対象に含まれていないのでしょうか

---

放射性ヨウ素については、半減期が短く、現在は食品からの検出報告がなくなっていること、また、ウランについては、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化がないことから、いずれも基準値は設定していません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA11 海洋汚染については情報が不十分なので、放射性セシウム以外の核種も検査するべきではないでしょうか**

---

海産物については、生態等の多様性が大きく、陸域と比べて環境モニタリングデータの量も限られるため、十分に余裕を持たせた安全側の想定に立ち、海産物中における放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム 90 など）の寄与率を 50%と仮定して基準値を計算しています。基準値施行後においても、放射性物質汚染の実態把握を行っていくこととしており、セシウム以外の核種も測定していきます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA12 なぜ、食品区分を4区分としたのでしょうか

---

食品区分の設定に当たっては、

- ・ 個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能であること
- ・ 国民にとってわかりやすい規制となること
- ・ 食品の国際基準を策定する国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同会議であるコーデックス委員会などの国際的な考え方と整合すること

を考慮して、食品全体（一般食品）を1つの区分とすることを基本としました。

ただし、飲料水については、

- ・ すべての人が摂取し代替がきかず、その摂取量が多いこと
- ・ 世界保健機関（WHO）が飲料水中の放射性物質のガイダンスレベルを示していること
- ・ 水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能であること

を踏まえ、独立した区分としています。また、子どもの摂取量が特に多い牛乳及び乳児が食べる乳児用食品については、食品安全委員会が食品健康影響評価において、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘していることを踏まえ、独立した区分としています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

## QA13 飲料水の基準値を 10 ベクレル/kg とした根拠を教えてください

---

飲料水については、

- すべての人が摂取し代替がきかず、その摂取量が多いこと
- 世界保健機関（WHO）が飲料水中の放射性物質のガイダンスレベルを示していること
- 水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能であること

を踏まえ、独立した区分としました。飲料水の基準値は、世界保健機関（WHO）のガイダンスレベルと同じ 10 ベクレル/kg を採用しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA14 一般食品の基準値を 100 ベクレル/kg とした根拠を教えてください

---

「一般食品」の基準値を計算する際には、年齢などの違いによる影響をきめ細やかに評価するため、年齢や男女別、妊婦など 10 区分に分け、年齢区分別の食品摂取量や、代謝等を考慮した線量係数を用いて、1 年間の摂取で介入線量レベルに相当することとなる食品 1kg 当たりの放射能の濃度（限度値）を算出しました。また、流通する食品の汚染割合については、コーデックス委員会が汚染地域からの食品の占有率という考え方を採用していることを踏まえ、我が国の食料自給率（平成 22 年度はカロリーベースで 39%、平成 32 年度までに 50%を目標）等との関係から、流通食品の半分が汚染されているという安全側の想定に立っています。その上で、各区分の限度値の中で最も厳しい 13～18 歳男性の 120 ベクレル/kg を安全側に切り下げた 100 ベクレル/kg を、全年齢区分の一般食品の基準値として適用することで、乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮したものとなっています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA15 牛乳及び乳児用食品の基準値を 50 ベクレル/kg とした根拠を教えてください

---

食品安全委員会が食品健康影響評価において、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」があると指摘していることを踏まえて、合理的に可能な範囲で、消費者にもわかりやすい形で明示的に小児への配慮を行う方法を検討し、乳児が食べる「乳児用食品」と子どもでの摂取量が顕著に多い「牛乳」を特別な区分に設定することとしました。この 2 つの食品区分の基準値の計算に際しては、流通する食品のほとんどが国産であるという実態を考慮して、万が一すべての食品が基準値上限の値で汚染されていたとしても影響がないよう基準値を計算しました。これにより「乳児用食品」と「牛乳」の基準値は「一般食品」の半分となる 50 ベクレル/kg に設定しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA16 限度値の計算で、年齢が低いほど限度値が高くなっているが、これは小児の放射線による影響を過小評価しているのではないのでしょうか

---

限度値を算出する際には、年齢区分ごとの年間の食品摂取量や、体格、代謝が考慮された線量係数を用いて計算しています。その結果、1歳未満（男女平均）で460ベクレル/kgである一方、最も小さくなるのは13～18歳男性の120ベクレル/kgであり、これを安全側に切り下げた100ベクレル/kgを全年齢区分の一般食品の基準値として適用することで、乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮したものとなっています。年齢が小さくなるほど限度値が大きくなる傾向があるのは、食品中の主たる存在核種が放射性セシウムとなる現状において、年齢区分ごとの線量係数の差よりも、食品摂取量の差の方が限度値の計算に大きく寄与しているためです。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA17 基準値を施行することで学校給食等の安全は確保されているのでしょうか**

---

小中学生などについては、給食も含めた朝昼夕の 3 食分の摂取量を考慮して基準値を計算しているため、給食についても基準値に適合していれば安全性は確保され则认为しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

**QA18 一般食品を使って離乳食を手作りした場合、その材料は 100 ベクレル/kg が基準値となりますが、手作りの離乳食よりも市販のベビーフードの方が安全ということでしょうか**

---

一般食品の基準値を計算する際には、乳児を含めて、年齢や男女別、妊婦など 10 区分に分け、各区分別の食品摂取量や、代謝等が考慮された線量係数を用い、一般食品の 50% が汚染されていると仮定して計算しています。その上で、各区分の中で最も厳しい値（13～18 歳男性の 20 ベクレル/kg）を安全側に切り下げた 100 ベクレル/kg を、全区分の基準値として適用しています。このように、乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮したものとなっているので、仮に乳児が一般食品を食べ続けた場合も、その安全性は確保されています。

乳児用食品の基準値については、乳児だけが食べる食品について、特に配慮し設定したのですが、前述のとおり一般食品の基準値でも乳児への安全性は十分確保されています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA19 暫定規制値はどのような取扱いになるのでしょうか

---

今後、食品中の放射性物質については、食品衛生法第 11 条に基づく基準値が適用されます。なお、暫定規制値の取扱いについては、平成 24 年 10 月 31 日の原子力規制委員会できりまとめられた「原子力災害対策指針」において、「経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準」として定められました。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日

---

**QA20 輸入食品の監視指導における暫定限度である 370 ベクレル/kg はどのような扱いになるのでしょうか**

---

平成 24 年 4 月に設定された基準値や測定方法は輸入食品にも適用されますので、チェルノブイリ原子力発電所事故後に設定された暫定限度は廃止されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA21 米、牛肉、大豆について経過措置を設けた理由を教えてください

---

モニタリング検査やばく露推計等の結果からは、現在の暫定規制値に適合する食品については、安全性は確保されていると考えられることから、新しい基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、準備期間が必要と考えられます。そのため、特定の食品（米、牛肉、大豆）については、一定の範囲で経過措置期間を設定しています。経過措置の対象食品の選定に当たっては、それらを原料として製造・加工が行える期限を含めて流通や消費の実態について農林水産省と協議を行い、必要最小限の食品及び期間に限定しています。この結果、米と大豆は、1年1作の農作物であり、収穫後、一定期間をかけて流通し、消費されるという特性を有しており、暫定規制値を前提に生産・検査が行われた平成23年産が広く流通していることから、平成24年産の流通が開始されるまでの期間を踏まえ、それぞれ6か月と9か月の経過措置を置くこととしました。また、牛肉については、冷凍牛肉の賞味期限は約2年間あり、4月1日以前にと畜された牛肉の在庫の残存率が十分に低くなるには6か月を要すること、また、牛へ給餌する飼料を新基準値に対応したものに切り替え飼い直したとしても、生物学的半減期から新基準値(100ベクレル/kg)を下回るためには6か月を要する可能性があることを踏まえ、6か月の経過措置を置くこととしました。新基準値への円滑な移行のためにも、暫定規制値に適合している食品の安全性に加え、これらの食品が経過措置の対象となった理由とその安全性について、消費者及び生産者の双方に対して引き続き丁寧に説明、周知を行っていきます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

## QA22 基準値が厳しくなって、政府による検査計画の考え方も改正されるのでしょうか

---

平成 24 年 4 月からの基準値の施行を踏まえ、過去の検査結果等も勘案し、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正するとともに、必要に応じて見直しを行ってきました。今後も引き続き、最新の状況に応じた検査が実施されるよう対応することとしています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より一部修正

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA23 食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制は、どのようなものですか

---

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から、食品中の放射性物質に関するリスクを評価し、食品中の放射性物質の基準値を設定し、地方自治体においてモニタリング検査が実施されています。基準値を超過した食品については、回収・廃棄されるほか、基準値の超過に地域的な広がり認められる場合には、出荷制限を行い、基準値を超過する食品が市場に流通しないよう取り組んでいます。

食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について、科学的、客観的かつ中立公正にリスクを評価する機関が食品安全委員会です。

食品安全委員会は、現在の科学的知見に基づいた食品健康影響評価の結果として、放射線による健康影響の可能性が見いだされるのは、自然放射線（我が国では 2.1 ミリシーベルト/年）や医療被ばくなどの通常の一般生活において受ける放射線量を除いた分の、生涯における追加の累積の実効線量がおおよそ 100 ミリシーベルト\*以上と判断しました。

さらに、100 ミリシーベルト未満の健康影響については、他の要因の様々な影響と明確に区分できない可能性があること等から、健康影響について言及することは困難であると結論付けています。

おおよそ 100 ミリシーベルトとは、健康への影響が必ず生じるという値ではなく、食品について適切なリスク管理を行うために目安とする値です。

※：ミリシーベルトは、シーベルトの 1000 分の 1 です。また、マイクロシーベルトは、シーベルトの 100 万分の 1 です。

これを踏まえて、食品から追加的に受ける放射線の総量が年間 1 ミリシーベルトを超えないようにとの考えの下に基準値を設定しました。

年間 1 ミリシーベルトは、国際的な食品の規格を定めているコーデックス委員会（世界保健機関(WHO)と国連食糧農業機関(FAO)の合同機関)が、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告を踏まえて定めている、これ以上放射線防護対策を講じる必要がないとされる値です。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

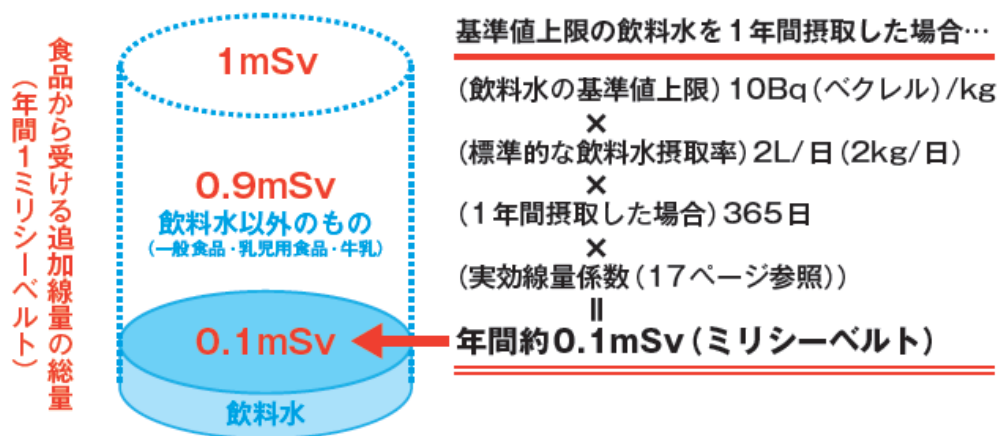
改訂日：2015 年 3 月 31 日

## QA24 食品中の放射性物質の基準値は、どのように決められたのですか

基準値は、食品から追加的に受ける放射線の総量が年間 1 ミリシーベルトを超えないようにとの考えの下に、4つの食品区分で設定されています。

飲料水は、全ての人が毎日摂取するもので代替ができず、その摂取量も大きく、WHO（世界保健機関）が飲料水中の放射性物質のガイダンスレベルを示していること等から、これと同じ値である 10 ベクレル/kg としました。

この飲料水の基準値に、標準的な WHO の飲料水摂取率（2 リットル/日）を勘案すると、飲料水から追加的に受ける放射線量は年間約 0.1 ミリシーベルトと計算されます。



飲料水以外のものについては、「一般食品」、「乳児用食品」、「牛乳」に分けています。また、これらの食品から追加的に受ける年間放射線量が年間 1 ミリシーベルトの基準から、飲料水による線量（約 0.1 ミリシーベルト/年）を差し引いた約 0.9 ミリシーベルトを超えないように設定しました。なお、加工食品も含む一つの区分として「一般食品」としたの

は、

- ① 個人の食習慣の違い（ご飯好き、パン好き、肉好き、野菜好き等）の影響を最小限にすること、
- ② 消費者にとってわかりやすいこと、
- ③ 食品の国際基準を策定するコーデックス委員会等の国際的な考え方と整合することを考慮したためです。

年齢や性別の違いによる食品の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮して食品中の放射性物質の限度値を割り出し、その中で最も厳しい限度値から、一般食品の基準値「100 ベクレル/kg」を決定しました。

なお、食品中の放射性物質に関する基準値は、基準値上限の放射性物質を含む食品を食べ続けた場合でも、健康に影響を及ぼさない状況を想定して設定しています。流通している食品の放射性物質は基準値上限よりも少なくなっていますので、実際に食品から追加的に受ける放射線量はずっと小さい値となっています。

■海外における食品中の放射性物質に関する指標（ベクレル/kg）

核種	日本	コーデックス	EU	米国
放射性セシウム	飲料水 10		飲料水 1,000	全ての食品 1,200
	牛乳 50		乳製品 1,000	
	乳児用食品 50	乳幼児用食品 1,000	乳幼児用食品 400	
	一般食品 100	一般食品 1,000	一般食品 1,250	
追加線量の上限定値	1 ミリシーベルト	1 ミリシーベルト	1 ミリシーベルト	5 ミリシーベルト
放射性物質を含む食品の割合の仮定値	50%	10%	10%	30%

※：基準値は食品の摂取量や放射性物質を含む食品の割合の仮定当の影響を考慮してありますので、数値だけを比べることはできません。コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1ミリシーベルト/年です。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第9版）より作成

出典の公開日：2014年11月13日

本資料への収録日：2014年3月31日（第8版による）

改訂日：2015年3月31日



## QA25 基準値は、乳幼児や胎児への影響も考えて決められていますか

基準値は乳幼児を始め、全ての世代に配慮して決められています。

年齢や性別の違いによって、食品の摂取量や放射性物質の健康に与える影響は異なります。そこで、年齢や男女の別、妊婦など10区分に分け、各区分別に、仮に食品の50%※がその濃度レベルの放射性物質を含んでいて、それを食べ続けても追加的に受ける年間の放射線量が年間約0.9ミリシーベルトを超えない値（食品中の放射性物質濃度の限度値）を割り出すと以下の表のようになります。

※：我が国の食料自給率などを考慮し、流通する食品の50%（国産品の全て）が放射性物質を含む場合を仮定しています。

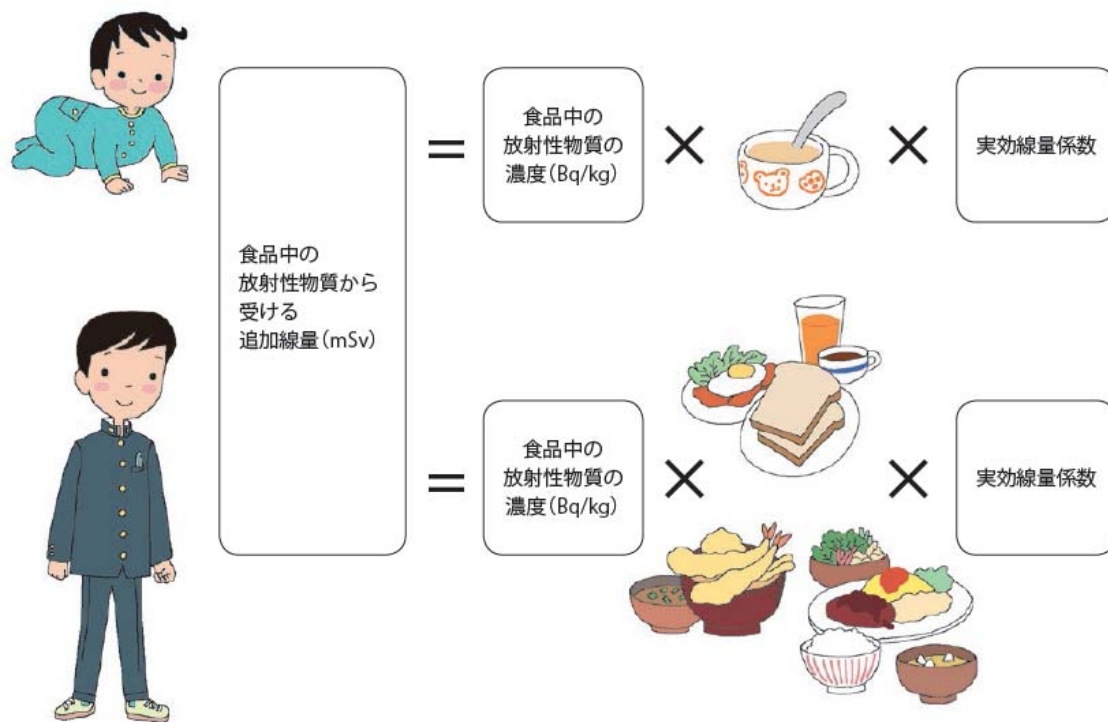
■年齢区分別の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し限度値を算出

年齢区分	摂取量	限度値(Bq/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160



年齢性別区分別の限度値は、13歳～18歳の男性の限度値120ベクレル/kgが最も厳しい値になります。これを踏まえ一般食品の基準値を「100ベクレル/kg」とすると、全ての世代、性別に対して考慮された基準値となります。

年齢が小さくなるほど限度値が大きくなる傾向があるのは、年齢区分ごとの線量係数の差よりも、食品摂取量の差の方が限度値の計算に大きく寄与しているためです。



乳幼児は少量の食事量全体で0.9ミリシーベルト以下、男子中高生は多量の食事量全体で0.9ミリシーベルト以下とする必要があるため、食品1kg当たりの限度値を小さくしておく必要があります。

さらに、1歳未満の乳児が食べることを目的に販売される「乳児用食品」と子どもの摂取量が多い「牛乳」については、食品安全委員会が行った食品健康影響評価において、「小児への配慮」が求められていることと、これらの2区分は、流通品のほとんどが国産であるという実態から、一般食品の基準値の2倍厳しい50ベクレル/kgとしています。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第9版）より作成

出典の公開日：2014年11月13日

本資料への収録日：2015年3月31日

---

## QA26 食品中の放射性物質の基準値は、セシウム以外の核種から受ける影響は考えられていないのですか

---

基準値は、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、原子力安全・保安院（現：原子力規制委員会）が公表した放出量の試算値リストに掲載された核種のうち、物理学的半減期が1年以上の放射性核種（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）を考慮し、セシウム以外の核種の影響を計算に含めた上で、食品から受ける放射線量への寄与率が最も高く、測定が容易なセシウムを指標としています※1。

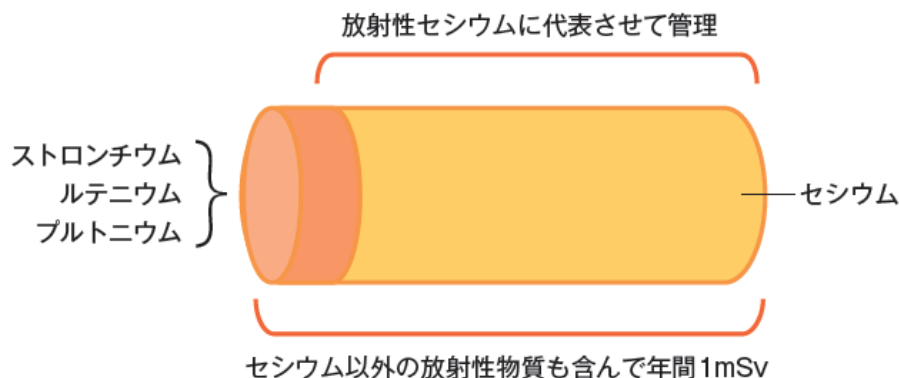
※1：半減期が短く、既に検出されない放射性ヨウ素や、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化のないウランについては、基準値は設定していません。

セシウムはγ（ガンマ）線を出すので、短時間で放射性物質量が測定できますが、ストロンチウム 90 等、セシウム以外の核種は測定に時間が掛かり、スピードが求められる食品の日常検査では対応が難しいという課題があります。

一方、放射性物質の土壌の濃度や土壌から食品への移行のしやすさ等のデータから、食品からの放射性物質の影響は、セシウムが大部分を占め、セシウム以外の核種からは、1割程度※2ということがわかっています。

※2：19歳以上の場合、多めに見積もって1割強。

そこで、放射性セシウムの寄与率（全体に占める割合）を算出し、合計して1ミリシーベルトを超えないように他の放射性物質の影響を考慮してセシウムの基準値を設定し、セシウムだけを測定しても他の核種の影響も含んで年間1ミリシーベルトで管理できるような工夫をしています。



---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第9版）より作成

出典の公開日：2014年11月13日

本資料への収録日：2015年3月31日

---

## QA27 加工した食品に、基準値はどのように適用されるのですか。調理に使う「木炭」や「薪」には、基準値があるのですか

---

製造、加工食品は、最終製品だけでなく、原材料においても一般食品の基準値<sup>※1</sup>が適用されます。

※1：現行の基準値は、食品衛生法に基づく食品の成分規格として定めるものであり、これに適合しない食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。したがって、基準値を超過する食品を原料として使用することも禁止されます。

乾燥きのこ類など、原材料を乾燥させ、水戻しを行ってから食べる食品については、原材料である生の状態と、乾燥品から水戻しして食べる状態で、一般食品の基準値 100 ベクレル/kg を適用します。

のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態と製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値 100 ベクレル/kg を適用します。

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品は、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準値 100 ベクレル/kg を適用します。

食品の調理などの際に使用される木炭や薪などについては、これまでの研究から、放射性セシウムの大部分は食品に移行せず、約 9 割が燃焼灰<sup>※2</sup>にとどまることがわかっています。

そのため、木炭や薪が燃えた後の燃焼灰が、一般廃棄物の基準値 8,000 ベクレル/kg 以下となるように、灰になる割合から逆算して、木炭 280 ベクレル/kg、薪 40 ベクレル/kg という当面の指標値を定め管理しています。

※2：実証試験により、木炭 1kg を燃焼させると 30g、薪 1kg を燃焼させると 5g の燃焼灰が発生。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2015 年 3 月 31 日

## QA28 「乳児用食品」をどのように見分ければいいのですか

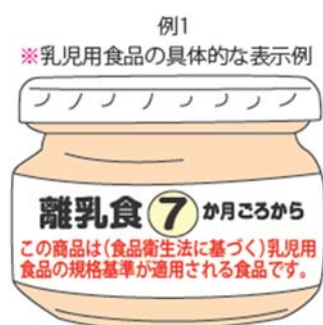
食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値では、乳児用食品（乳児（1歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの）に一般食品より低い基準値（乳児用食品：50 ベクレル/kg、一般食品：100 ベクレル/kg）が適用されています。

しかしながら、当該乳児用食品については、商品によっては、外見上、消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない場合が想定されます。このことから、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準値が適用される食品であるかを判別した上で商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準を踏まえて、消費者庁が乳児用食品に係る表示基準を策定しました。

具体的には、

- ① 乳児用食品の規格基準が適用される食品に、その旨を表示することとしました。（→「乳児用規格適用」や「この商品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です」等も可）。(例1の図参照)
- ② 乳児用食品の規格基準が適用される食品が容易に判別できるものにあっては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができることとしました。（→この省略規定の対象食品は、いわゆる「粉ミルク」のみです）。(例2の図参照)
- ③ 乳児用食品の規格基準が適用されない食品には、乳児用規格適用食品

である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないこととしました。



乳児用食品に係る表示基準は、平成24年8月1日から実施しました。ただし、平成25年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入される、乳児用食品の規格基準が適用される食品については、経過措置として、従前の表示のままでも販売することができるものとされています。

なお、紛らわしい表示の禁止については、平成 25 年 1 月 1 日から実施しました。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 8 版）より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

---

## QA29 食品のモニタリング検査とは、どのようなものですか

---

食品中の放射性物質に関するモニタリング検査は、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（平成 26 年 3 月 20 日改正）」に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、実施されています。

過去の検査結果等を分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目・地域について、重点的に検査しています。

各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が集約し公表しています。また、各自治体の WEB サイトなどで公表されています。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日



---

## QA30 食品の出荷制限と摂取制限の仕組みは、どうなっていますか

---

「出荷制限」は、食品衛生法（法律第 233 号）に基づく基準値を超える食品が地域的な広がりをもって見つかった場合に設定されます。例えば、ある地域で産出されたある食品で基準値を超過する放射性セシウムが検出された場合、その産出地域とその周辺地域のモニタリング検査を重点的に行い、基準値を超える食品が地域的な広がりがあるか判断します。

出荷制限を設定する場合、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事宛てに指示します。この指示に基づき、関係する都道府県知事は、その地域からの出荷を差し控えるよう関係事業者などに要請します。

なお、出荷制限を指示された県域・一部地域（市町村・地域ごと等）では、検査結果にかかわらず、その品目の出荷、販売等が制限されます。

「摂取制限」は、著しく高濃度の放射性物質が検出された場合などに、「出荷制限」に加え、生産者が自ら栽培した農産物や家庭菜園で栽培された農産物の摂取についても差し控えることを要請するよう、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事宛てに指示するものです。

出荷制限・摂取制限の解除は、国が示す解除の条件を満たし、安全性が確認された上で、当該都道府県知事からの申請に基づいて行われます。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日

---

### QA31 基準値は、今後、見直しが予定されているのでしょうか

---

基準値は、福島第一原発事故後の平成 24 年 4 月以降の長期的な状況に対応するものであり、今後状況に大きな変化がなければ、見直しの予定はありません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

### 3. 食品区分や検査に関する Q&A

---

#### QA32 製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を適用する茶の範囲を教えてください

---

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

### QA33 玄米茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか

---

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

### QA34 紅茶やウーロン茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか

---

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。一方、茶葉等から浸出又は抽出して飲まれる飲料であっても、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなどについては、摂取量に個人差があると考えられますが、平均的には摂取量が多くはなく、水との代替関係が特段に強いとは言いきれないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA35 麦茶やドクダミ茶など、チャノキを原料としないが、「茶」と名前のつく飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。

摂取量が多い飲料として麦茶がありますが、麦茶は原料である大麦の状態一般食品の基準 100 ベクレル/kg が適用されます。よって、実際に飲む状態の麦茶は、飲料水の基準である 10 ベクレル/kg を下回ることになります。

一方、茶葉等から浸出又は抽出して飲まれる飲料であっても、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなどについては、摂取量に個人差があると考えられますが、平均的には摂取量が多くはなく、水との代替関係が特段に強いとは言いきれないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA36 チャノキを原料の一部に含むブレンド茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。ただし、ミルクを加えたものなどで、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するものは牛乳の区分に該当します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA37 抹茶や、茶葉をそのまま粉砕した粉末茶を湯に溶かして飲用する場合は、  
飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

抹茶や、茶葉をそのまま粉砕した粉末茶については、茶葉から浸出された茶ではなく、茶葉そのものを摂取すること、また、アイスクリーム等の食品の原料として使用される場合も多いことから、粉末の状態で一般食品の基準を適用します。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。

また、抹茶を原料に含むペットボトル飲料などのうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日



---

### QA38 抹茶を加えたせん茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか

---

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。

また、抹茶を原料に含むペットボトル飲料などのうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。

一方、抹茶を原料に含むペットボトル飲料などのうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

### QA39 ミルクを加えた茶飲料は、飲料水の基準が適用されますか

---

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。ただし、ミルクを加えたものなどで、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するものは牛乳の区分に該当します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA40 麦茶も摂取量が多いのですが、ペットボトル入りの麦茶には、飲料水の基準値が適用されますか**

---

麦茶は原料である大麦の状態では一般食品の基準100ベクレル/kgが適用されます。よって、実際に飲む状態の麦茶は、飲料水の基準である10ベクレル/kgを下回るようになります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA41 茶と同様に飲用されていると思われるコーヒーは、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

茶葉等から浸出又は抽出して飲まれる飲料であっても、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなどについては、摂取量に個人差があると考えられますが、平均的には摂取量が多くはなく、水との代替関係が特段に強いとは言いきれないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA42 粉末飲料等の、希釈して飲まれる飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

粉末ジュース、インスタントコーヒーなどの粉末清涼飲料や、青汁などの粉末飲料は、飲用茶のように茶葉から浸出された茶ではなく、溶解又は希釈された粉末自体を摂取することになり、また、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

### QA43 原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する、乾燥食品の範囲を示してください

---

乾燥きのこ類及び乾燥野菜並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等としており、具体的な食品としては、乾燥きのこ類は、日本標準商品分類（以下「商品分類」という）に示された乾燥きのこ類のうち、しいたけ、きくらげなど、乾燥野菜は、商品分類に示された乾燥野菜のうち、フレーク及びパウダーを除くものとし、かんぴょう、割り干しだいこん、切り干しだいこん、ぜんまい、わらび、いもがらなど、乾燥させた海藻類は、商品分類に示された加工海藻類のうち、こんぶ、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天などが、乾燥させた魚介類は、商品分類に示された素干魚介類のうち、本干みがきにしん、棒たら、さめひれなど、煮干魚介類のうち、干あわび、干なまこなどが、それぞれ該当します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日

---

**QA44 乾しいたけはだし汁も調理に使用しますが、水戻しを行った状態で基準値を適用する際に、だし汁はどのように考えればよいでしょうか**

---

乾しいたけについては、粉碎後のサンプルに、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ（重量変化率）を参考として、必要な水分をあらかじめ添加して検査を行うことを原則としています。この方法では、だし汁に溶出する分も含めて検査をしていることと同義となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA45 濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ、などの濃縮食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか**

---

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

**QA46 濃縮果汁は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか**

---

濃縮果汁のうち、運送用等の目的でのみ流通し、消費者など不特定の方に販売されるまでには、工場等で必ず希釈された状態に再加工されることが確実なものなどについては、濃縮された状態で飲食に供される可能性はないため、原則として、濃縮率に基づいて果汁の状態に希釈した状態に基準値が適用となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA47 フリーズドライ食品については、原材料の状態と食べる状態（湯戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用するのでしょうか**

---

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA48 粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか**

---

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA49 乾燥食品について、水戻しの重量変化率や水戻し方法は、合理的な根拠があれば企業が独自に決めてもよいでしょうか**

---

水戻しを行った状態で基準値を適用する乾燥食品の重量変化率については、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ（重量変化率）を参考とすることとしています。平成 24 年 3 月 15 日付食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」でお示ししているのです、これをご参照ください。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA50 食品工場における製造用水は、飲料水の基準値が適用されますか

---

食品取扱い施設で使用する水に対しては、食品衛生法上の放射性物質の基準値は設定されていませんが、最終製品である食品については、それぞれの食品区分ごとに基準値が適用されます。また、水道水については、水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標として、食品衛生法上の飲料水の基準と同様に、放射性セシウムについて10ベクレル/kgと設定されていますので、これを踏まえ、食品取扱い施設で使用する水についても、適切な管理をお願いします。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA51 アイスクリームに使用する原料水は、飲料水のように大量に摂取されるものではありませんが、飲料水の基準値が適用されますか**

---

アイスクリームは一般食品に該当します。食品取扱い施設で使用する水に対しては、食品衛生法上の放射性物質の基準値は設定されていませんが、最終製品である食品については、それぞれの食品区分ごとに基準値が適用されます。また、水道水については、水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標として、食品衛生法上の飲料水の基準と同様に、放射性セシウムについて 10 ベクレル/kg と設定されていますので、これを踏まえ、食品取扱い施設で使用する水についても、適切な管理をお願いします。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA52 乳児用食品の対象となる乳児の範囲を教えてください

---

食品衛生法の法令上「乳児」について具体的な規定はありませんが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の他法令では「1歳未満」である旨が規定されています。したがって、今回、食品衛生法に基づく規格基準や表示基準において規定された「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象となる年齢としています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

## QA53 乳児用食品の「乳児の飲食に供することを目的として販売する食品」とは何か、定義と範囲を明確にしてください

---

乳児用食品には、一般消費者がその表示内容等により乳児（1歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いもので、以下のような食品が該当します。

- ① 健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの
  - ・ 乳児用調整粉乳
- ② 乳児（1歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの
  - ・ 乳幼児を対象とした調整粉乳（フォローアップミルク等の粉ミルクを含む）
  - ・ 乳幼児用食品（おやつ等）
  - ・ ベビーフード
  - ・ 乳幼児向け飲料（ただし、ミネラルウォーター類や飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用）
  - ・ その他（服薬補助ゼリー、栄養食品等）

なお、消費者庁において、乳児用食品の表示基準が設定されています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日



---

## QA54 乳児（1歳未満）向けの食品であるかどうか、どのような観点で判断していくのですか

---

一般消費者がその表示内容等により乳児（1歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いものが対象となりますが、その判断に当たっては、製品パッケージの表示や広告媒体（インターネットを含む）における標榜内容のほか、当該製品の意匠や仕様、そのパッケージ等の意匠、製品に添付されている説明書上の記載や店頭での掲示、取扱い店舗やその陳列場所等の販売形態などを、客観的、総合的にとらえて考慮されるべきものと考えます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA55 食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：1歳以上」等、乳児（1歳未満）向けではない旨を記載している食品は、今回の乳児用食品の対象食品に含まれないものとして扱ってよいですか**

---

基本的には、対象年齢の表示等で乳児（1歳未満）向けではない旨が製品パッケージに明瞭に表示されているものは、今回の乳児用食品の対象範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

ただし、その販売形態等、乳児（1歳未満）向けの食品と明らかに認識される態様であるにもかかわらず、乳児用食品に係る規制を回避しようとする場合には、この限りではありません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA56 食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：7か月頃から」や「対象年齢：9か月頃から3歳頃まで」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか。また、「対象年齢：12か月頃から」や「対象年齢：1歳頃から」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか**

---

子ども向けの食品の中には、乳児（1歳未満）に限定せず乳幼児までを対象とした食品がありますが、表示内容等により明らかに乳児も対象にしている場合は、乳児用食品に係る規制の対象となります。

お尋ねのように「対象年齢：7か月頃から」や「対象年齢：9か月頃から3歳頃まで」と製品パッケージに表示されている食品は、乳児（1歳未満）も喫食するように製品設計・製造等されていることが示されており、乳児用食品に係る規制の対象となります。

また、「対象年齢：12か月頃から」や「対象年齢：1歳頃から」と製品パッケージに表示されている食品については、原則として、一般食品に該当します。

なお、消費者庁において、乳児用食品の表示基準が設定されています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA57 特別なターゲット表示はないが、消化吸収が良いことから乳児にも好適である旨の表示をしている食品は、乳児用食品に該当しますか。また、その表示を削除すれば、乳児用食品に該当しなくなると解してよいでしょうか**

---

ご指摘のとおり、乳児にも好適である旨の表示がある場合は乳児用食品に該当します。一方で、そのような表示が削除され、乳児（1歳未満）向けの食品と明らかに認識される態様ではない食品については、乳児用食品には該当しません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA58 乳児用食品の範囲の説明の中で、「乳幼児を対象とした調製粉乳」、「乳幼児用食品」、「乳幼児向け飲料」との記載がありますが、乳児と乳幼児の定義の違いはあるのでしょうか**

---

乳児は児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象としています。一方で乳幼児は、乳児と、それ以上の年齢の幼児の両方を含みます。乳幼児向けである旨が表示された食品についても、乳児が対象に含まれていることから、乳児用食品に該当します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA59 一般消費者向けのヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリー、ハチミツなどは、乳児用食品に含まれますか**

---

ヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリーなど、乳児（1歳未満）も喫食することが想定されるような食品であっても、表示内容等により乳児を対象にしていると判断される場合以外は、乳児用食品に係る規制の対象とはなりません。

なお、ハチミツについては、乳児ボツリヌス症の発生を未然に防止する観点から、乳児（1歳未満）には与えないようお願いします。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA60 商品設計上は乳児用としていない食品を、消費者が乳児に与えたとしても、その商品が乳児用食品の範囲に含まれないと考えてよいでしょうか**

---

ご指摘の通りです。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA61 手作りの離乳食に使われる可能性がある食品は、乳児用食品に該当しますか**

---

特段、乳児向けである旨の表示等がない一般の食材については、一般食品に該当します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

## **QA62 製造・加工された食品にも基準値が適用となりますが、モニタリング検査も行われるのでしょうか**

---

基準値は、食品一般の成分規格として定められたもので、製造、加工食品にも基準値が適用されます。また、国が定めたガイドラインでは、原材料だけでなく製造・加工された食品についても検査対象としています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA63 残留農薬の基準値のように、原材料が基準値に適合していれば、その加工食品も適合していると取り扱うことはできないでしょうか**

---

放射性物質による汚染については、意図的に添加されたものではないこと、農産物だけでなく幅広い食品が汚染されている可能性があることなどを踏まえ、原材料だけでなく、原則として製造、加工した後の食品でも適合が求められます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA64 製造、加工の定義を教えてください

---

食品衛生法において、製造とは、あるものに工作を加えて、その本質を変化させ、別のものを作り出すこと、加工とは、あるものに工作を加える点では「製造」と同様ですが、そのものの本質を変えないで形態だけを変化させることとしています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA65 米、大豆、牛肉を原材料として少しでも使用している製造・加工食品は、  
すべて経過措置の対象になるのでしょうか**

---

少量であっても、米、牛肉、大豆を原材料として使用した製造・加工食品は経過措置の対象になります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA66 平成 24 年 4 月に施行された基準値の適用以前に製造・加工された食品を原材料として、適用以後に製造・加工する場合には、原材料となる加工食品は平成 24 年 3 月までの暫定規制値に適合していればよいのでしょうか**

---

基準値の施行前に製造・加工された食品は、基準値の施行後であっても、原材料として使用することができます。ただし、基準値の施行後に、暫定規制値に適合した食品を原材料として製造・加工された食品は、新基準値に適合している必要があります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA67 主食の米から、少量しか摂取されない香辛料まで、摂取量に関係なく一般食品の基準値を適用するのはどうしてでしょうか

---

食品区分の設定に当たっては、

- ・ 個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能であること
- ・ 国民にとってわかりやすい規制となること
- ・ 食品の国際基準を策定する国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同会議であるコーデックス委員会などの国際的な考え方と整合すること

を考慮して、食品全体（一般食品）を1つの基準値とすることを基本としました。

また、一般食品の限度値の算出に際しては、主食である米などの摂取も含めたトータルとしての1日平均摂取量を用いています。その際、流通する食品の汚染割合を50%と設定して基準値を計算していますが、仮に、すべての米が100ベクレル/kgの基準値上限（汚染割合100%）で汚染されている想定で線量を計算しても、あらゆる年齢区分で年間1ミリシーベルトを超えません。このため、主食である米に特に厳しい基準値を設定する必要はないと考えています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA68 平成 24 年 3 月 31 日までに製造、加工された食品を、容器に入れたり、包装したりする（パッケージング）場合、経過措置の対象となるのでしょうか**

---

今回の放射性物質の経過措置は、流通に混乱が起きないようにする観点で設けたものです。このため、放射性物質に関しては、食品を容器に入れたり、又は包装したりすること（パッケージング）より前の製造、加工の内容で実際の製造、加工の日を判断し、この日が平成 24 年 3 月 31 日以前の食品は経過措置対象となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA69 チマキに用いる笹の葉などは実際には摂取されませんが、食品として放射能の基準値が適用となるのでしょうか**

---

チマキ、柏餅等に使用されている笹、柏等の葉は当該食品を構成する一部分であり、その食品と密接不可分の関係にあるので、食品として取り扱われています。しかしながら、食品を包んでいる笹等の葉は摂取されない一方で、喫食する餅等には、緑茶などと同様に、笹等の葉から含有成分が浸出されている可能性があります。そこで、笹等の葉と密接に接触し、含有成分が浸出された内容物としての餅等に対して、一般食品の基準値が適用されます。このため、チマキに笹の葉を用いる際などには、加工後の餅等が一般食品の基準値を超えることがないように管理してください。なお、粉末状の笹茶など、直接摂取される葉については、粉末の状態一般食品の基準値が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

**QA70 基準値を超過する食品を混合し、放射性物質を希釈することで基準を満たすことは認められるのでしょうか**

---

基準値は、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく食品の成分規格として定めるものであり、これに適合しない食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。したがって、基準値を超過する食品を原料として使用することも禁止されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA71 食品添加物における放射性物質の基準値はどのように考えればよいでしょうか

---

基準値については、食品一般の成分規格として定めるものであり、食品添加物については対象となりません。ただし、食品添加物が使用された食品に対しては放射性物質の基準が適用となり、基準値を超過した食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日

---

**QA72 家庭菜園で作った野菜など、自己消費する食品についても基準値は適用されるのでしょうか**

---

家庭菜園で作った野菜を自己消費する場合など、販売の用に供することを目的としない食品については、規制の対象にはなりません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA73 工業用など、食用以外に使用されるものの扱いはどうなるのでしょうか

---

工業用原料など食用以外の目的で使用されるものは、食品衛生法では規制していません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA74 たばこには食品の基準値が適用されるのでしょうか

---

たばこは食品ではないので、食品衛生法に基づく規制の対象にはなりません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

## 4. 食品の検査一般に関する Q&A

---

**QA75** 平成 24 年 3 月 15 日付の食安発 0315 第 4 号で示した「食品中の放射性セシウム検査法」により測定した場合の、検査の検出限界値を食品区分ごとに示してください

---

検出限界値は基準値の 5 分の 1 としていますので、一般食品であれば 20 ベクレル/kg 以下、牛乳及び乳児用食品については 10 ベクレル/kg 以下、飲料水については 2 ベクレル/kg 以下です。

参考：厚生労働省「食品中の放射性物質の試験法について」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120316.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf)

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA76 検査結果と基準値の差がわずかであった場合、サンプルの不均一性や検出器の誤差はどのように考えればよいでしょうか

---

食品中の放射性物質の検査法において、測定結果が基準値の 75%～125%の範囲であった場合、測定結果のばらつきを考慮し、セシウム 134 とセシウム 137 それぞれの測定結果の標準偏差について、二乗平均平方根を求め、これが測定結果の 1/10 以下であることを満たす必要があります。

また、検出機器の校正については、「文部科学省編放射能測定シリーズ No.7 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」に記載の方法、あるいは国際的に認められた方法 に従うよう定められており、検出機器間の測定結果の信頼性は担保されています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA77 平成 24 年 3 月 1 日付けの監視安全課事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」により測定した場合の、検査の測定下限値を示してください**

---

「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」は一般食品の検査にのみ適応が可能で、測定下限値は、基準値（100 ベクレル/kg）の 4 分の 1 である 25 ベクレル/kg 以下としています。

参考：厚生労働省「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000246ev.html>

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

## QA78 検査結果を記載する際に、有効数字は何桁にするのでしょうか

---

検査結果は、有効数字 2 桁で記載してください。基準値は、セシウム 134 とセシウム 137 の濃度の合計値として定められているので、両核種それぞれの値を 3 桁目まで求めて、これを合計した上で 3 桁目を四捨五入し、有効数字 2 桁とします。

例えば、セシウム 134 が 44.9 ベクレル/kg、セシウム 137 が 60.0 ベクレル/kg だった場合、合計した値は 104.9 ベクレル/kg となるので、3 桁目を四捨五入し、放射性セシウムの検査結果は 100 ベクレル/kg となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA79 セシウム 137 のみが検出され、セシウム 134 が不検出の場合の検査結果は、どのように取り扱うのでしょうか

---

セシウム 134 の検出限界値を足す必要はなく、セシウム 137 のみの検出値をもって、放射性セシウムの検査結果とします。なお、セシウム 134 とセシウム 137 検査結果を個別に記載する場合、セシウム 134 の方には検出限界値を記載します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA80 水戻しを行った状態で一般食品の基準値を適用する乾燥食品の、水戻し方法を示してください

---

水戻しを行った状態で基準値を適用する乾燥食品は、できるだけ飲食に供される状態と同様の状態で行う観点から、粉碎後のサンプルに、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ（重量変化率）を参考として、必要な水分をあらかじめ添加し行うことを原則とします。

ただし、乾燥状態で検査を行い、日本食品標準成分表等の水戻しによる重量変化率を用いて換算を行った結果を分析値としても差し支えありません。

なお、検査に用いる重量変化率については、平成 24 年 3 月 15 日付食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」※でお示ししているもので、併せて御参照ください。

※：厚生労働省「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」

[www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120319.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120319.pdf)

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA81 平成 24 年 3 月 31 日までに製造された乾燥しいたけや茶など、暫定規制値には適合していないが新基準値には適合している食品について、食品衛生法第 54 条に基づく廃棄処分等の行政処分対応、回収指導等の行政指導等の措置をとる必要があるのでしょうか**

---

御指摘の食品について、平成 24 年 3 月 15 日付食安発 0315 第 4 号「食品中の放射性セシウムの試験法について」及び同日付食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」に基づき検査を行い、新基準値に適合していることが確認された場合には、食品衛生法第 54 条に基づく廃棄処分等の行政処分対応、回収指示等の行政指導等の措置をとる必要はありません。

参考：厚生労働省「食品中の放射性物質の試験法について」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120316.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf)

厚生労働省「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120319.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120319.pdf)

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA82 基準値を超過した食品を流通させた事業者に対しては、どのような処分  
があり得るのでしょうか**

---

基準値は、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく食品の成分規格として定められるものであり、これに違反した場合は、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要に応じ、改善指導、当該食品の廃棄命令(食品衛生法第 54 条)や、当該事業者の営業許可の取消し(同第 55 条)を行うことができるほか、悪質な事例については告発が行われ、罰則として、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金(同第 72 条)が適用される場合があります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA83 基準値を厳しくすることで、検査件数が減り、違反品が流通するようになるのではないですか**

---

基準値の施行後も、地方自治体の検査が円滑に実施できるよう、

- ・ 食品衛生法に基づく検査を担当している地方自治体に対し、ゲルマニウム半導体検出器やスクリーニング機器の導入費用の補助
- ・ 検査機器を有する国の研究機関等の紹介及び検査の実施が困難な自治体からの検査の受入

などの支援を図っています。

引き続き、地方自治体の検査体制の状況を十分把握しながら、こうした取組を通じて、検査体制の整備を図ることとしています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より一部修正

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA84 原材料が基準値に適合している食品を用いて、最終食品が基準値を超過した場合は、誰に責任があるのでしょうか**

---

ご質問の場合は、最終食品を製造、販売する事業者に、基準値に適合している食品を製造、販売する責任がかかります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

## 5. 飲料水に関する Q&A

---

### QA85 水道水の安全性は、どうなっていますか

---

各都道府県において水道水の放射性物質の検査が行われています。

水道水（浄水）については平成 23 年 6 月以降、水道原水については平成 23 年 5 月以降、10 ベクレル/kg を超える放射性セシウムは検出されていません。

福島第一原子力発電所の事故を受けて、放射性セシウム及び放射性ヨウ素の検査を行いました。放射性ヨウ素は半減期が短く、平成 23 年 7 月 15 日以降食品からの検出報告がないことも踏まえ、平成 24 年 4 月からは放射性セシウムを対象としたモニタリングを行っています。表流水※や表流水の影響を受ける地下水を利用する場合は、1 週間に 1 回以上、また、表流水の影響を受けない地下水を利用する場合は、1 か月に 1 回以上を目途に検査しています。

十分な検出感度による水質検査によっても、3 か月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は 3 か月に 1 回に減らすことができます。

※：表流水とは、河川、湖沼の水のように地表にある水のこと。

厚生労働省は、次の地域・事業者に対しては、水道水や水道原水中の放射性セシウムの放射能のデータを収集し、十分な検出感度でのモニタリング結果を集積することを求めています。

- 福島県及びその近隣の 10 都県（宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県）
- 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の水道事業者及び水道用水供給事業者（ただし、本州から地理的に離れ、水道水源が独立している島嶼部の水道事業者等を除く）

モニタリングの結果、管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、水道水の安全・安心に万全を期すため、原因となった水道水源から他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を行います。

ペットボトル入りなどの飲料水についての放射性物質の基準値は、水道水の基準値と同じ放射性セシウム 10 ベクレル/kg と定められています。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日



## QA86 水道水や井戸水等の安全・安心は、どのように確保されているのですか

国では、水道水中の放射性物質に係る管理目標値を設定しています。  
また、福島県内の水道水中や飲用井戸等の放射性物質濃度のモニタリングを実施し、その結果を公表しています。

国においては、水道水中の放射性物質に係る管理目標値（セシウム 134 及び 137 の合計 10 ベクレル/kg）を設定し、モニタリング方法及び目標値超過時の措置等について周知しています。

水道水や井戸水等の安全・安心を確保するため、国、福島県及び水道事業者等が、福島県内における水道水や飲用井戸等の放射性物質のモニタリング（地下水モニタリングを含む）を実施しており、福島県及び国がその結果を公表しています。

特に、避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域で飲用に供する井戸水等については、当該区域を含む市町村の要望を踏まえつつ、国が避難指示の解除の前後に市町村とも協力をしながらモニタリングを順次実施し、結果を公表しています。

現在、水道水中から管理目標値を上回る放射性セシウムは検出されていません。また、地下水については、放射性セシウムは土壌等の地面表層に残留し、地下に容易には浸透しないとされており、これまでのモニタリング調査の結果からも、放射性物質の地下水への浸透は確認されていません。

### 避難指示解除準備区域等の解除前後における井戸水等モニタリングのこれまでの実績

#### ○旧緊急時避難準備区域

市町村名	実施期間
南相馬市	H23.9～12
田村市	H24.3
川内村	H23.11～12
広野町	H23.10
楢葉町	H23.10

#### ○避難指示解除準備区域

市町村名	実施期間
南相馬市	H24.6～8
田村市	H24.4～5
川内村	H24.4～5

### 水道水中のモニタリング



参考：

厚生労働省「水道水中の放射性物質に関する検査の結果」

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/houshasei\\_monitoring](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/houshasei_monitoring)

html

原子力規制委員会「放射線モニタリング情報」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/index.html>

環境省「東日本大震災の被災地における放射性物質関連の環境モニタリング調査について」

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#monitoring>

---

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日

## 6. 米に関する Q&A

### QA87 米の安全性は、どうなっていますか

平成 26 年産米については、平成 25 年産米の検査結果や避難指示区域の見直し等を踏まえ、

- ①避難指示により、立入りが制限されている帰還困難区域では、作付制限
- ②避難指示により、営農が制限されている居住制限区域では、除染後の農地の保全管理や市町村の管理の下での試験栽培
- ③営農の再開が可能な避難指示解除準備区域では、営農再開に向けた実証栽培等
- ④その他の地域については、平成 25 年産米の検査結果等に基づいて、地域毎に検査密度（全量生産出荷管理又は全戸検査等の抽出検査）を設定して検査を行っています。

※：平成 25 年産も同様に、平成 24 年産米の検査結果や避難指示区域を踏まえた、作付制限、放射性セシウムの吸収抑制対策と、収穫後の検査を組み合わせることで米の食品としての安全確保を図りました。さらに、福島県では、県下全域で全袋検査を実施しました。

また、調査の結果、土壌中のカリウム濃度が低い水田では、玄米中の放射性セシウム濃度が高い傾向にあること、土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがあることがわかったため、必要な地域では適切な量のカリウム肥料を施肥して、稲が放射性セシウムを吸収するのを抑制しています。

このような取組の結果、平成 25 年度の基準値の超過割合は、平成 24 年産米から更に減少しました。なお、基準値を超過した米は出荷されず、市場には流通していません。

#### ■米における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値 超過点数※	超過割合
米	～平成 23 年産	26,464	592	2.2%
	平成 24 年産	約 1,037 万	84	0.0008%
	平成 25 年産	約 1,104 万	28	0.0003%
	～平成 26 年産(9 月 29 日)	767,467	0	0%

※：平成 24 年 4 月から設定された基準値 100 ベクレル/kg を超過した点数。

- ・検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 26 年 3 月 20 日原子力災害対策本部決定）の対象自治体の 17 都県
- ・平成 26 年 9 月 29 日現在。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日

## 7. 野菜・果物に関する Q&A

---

### QA88 生鮮農産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか

---

国産の生鮮農産物の原産地表示については、JAS 法に基づく生鮮食品品質表示基準により、都道府県名、または市町村名やその他一般に知られている地名を表示することが義務付けられています。

同一県内でも区域に分けて出荷制限等が行われる中で、生産者には、市町村名や地域名を積極的に表示することが期待されます。

この表示義務に違反した場合には、JAS 法に基づく指示・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。消費者庁では、引き続き農林水産省や都道府県と連携し、産地偽装が起こらないよう取締りに努めています。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日

---

## QA89 野菜をゆでたり洗ったりすると放射線量が減りますか。家庭菜園の野菜は大丈夫ですか

---

これまで述べたように、放射性物質濃度が食品衛生法に基づく基準値を超える食品は、出荷制限などにより流通させないことになっています。このため、市場で販売されている野菜に関し、特別な調理法を行う必要は基本的にありません。

なお、熱によって放射性物質が低減することはありませんが、放射線医学総合研究所によれば、「野菜を洗う、煮る（煮汁は捨てる）、皮や外葉をむく、などによって、放射性物質による汚染の低減が期待できる」とのことです。

放射性物質が特に気になる方は、参考にしてください。

家庭菜園で栽培した野菜に含まれる放射性物質の濃度は、その周辺地域で生産・出荷されているものと似かよっていると考えられます。

したがって、その所在地において出荷制限、摂取制限が行われていないかを確認した上で食べるようにしましょう。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第8版）より作成

出典の公開日：2013年9月2日

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2015年3月31日

## 8. お茶に関する Q&A

---

**QA90 通常、水で浸出して飲用に供される茶は、どのように検査を行うのでしょうか**

---

水で浸出して飲用に供される茶についても、「食品中の放射性セシウム試験法」及び平成24年3月15日付の食安基発0315第7号で示した、荒茶又は製茶の状態を検査する方法に従って検査を行うこととします。

参考：厚生労働省「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120319.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120319.pdf)

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

## QA91 飲用に供する茶の具体的な検査方法を示してください

---

飲用に供する茶の検査については、荒茶又は製茶 10g 以上を 30 倍量の重量の熱水(90℃)で 60 秒間浸出し、40 メッシュ相当のふるい等でろ過した浸出液を測定試料とすることとします。

なお、飲用に供する茶の検査を行う際には、十分な浸出を得るため、

- ① 熱水が 90℃であることを温度計で確認した後、浸出を行うこと。
- ② 浸出時に茶葉が熱水中で広がるよう、ガラス棒等で大きく 5 回程度攪拌すること。

に留意して検査を実施してください。

上記①、②については、別紙のとおり、農林水産省から平成 24 年 4 月 18 日付 24 生産第 271 号「お茶の放射性物質の検査に係る留意事項について」にて、通知されているので、これも参考にしてください。

また、以下の①、②の場合、飲用に供する状態で 10 ベクレル/kg を下回ることが確認できるものであるため、上記の飲用に供する状態での検査を不要とします。

- ① 荒茶又は製茶に含まれる放射性セシウム濃度を、平成 24 年 3 月 15 日付の食安発 0315 第 4 号で示した「食品中の放射性セシウム検査法」により測定した結果、200 ベクレル/kg 以下の場合
- ② 荒茶又は製茶に含まれる放射性セシウム濃度を、平成 24 年 3 月 1 日付けの監視安全課事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」で示した要件を満たした検査機器により測定した結果、150 ベクレル/kg 以下の場合

なお、検査結果が①、②に示した数値を超えた場合は、飲用に供する状態での検査を必ず行い、検査結果を確定しなければなりません。





(別紙)

24生産第271号  
平成24年4月18日

東北農政局生産部長  
北陸農政局生産部長  
関東農政局生産部長  
東海農政局生産部長  
近畿農政局生産部長  
中国四国農政局生産部長  
九州農政局生産部長

殿

生産局農産部地域作物課長

### お茶の放射性物質の検査に係る留意事項について

平成24年産のお茶の放射性物質の検査については、各都県において放射性物質の検査計画を策定し、まもなく実施する段階となっている。

こうした中で、農林水産省が、「食品中の放射性物質の試験法について」（平成24年3月15日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に示された飲用に供するお茶の浸出条件を変えて、別添のとおり荒茶からの浸出試験を行ったところ、荒茶から十分な浸出を得るための条件が明らかになった。

このため、検査に当たっては、以下の条件に留意して荒茶からの浸出を行うよう、貴職から貴局管内の各都府県に通知されたい。

### 記

1. 熱水が90℃であることを温度計で確認した後、浸出を行うこと。

(理由) 60℃の熱水で浸出した浸出液の放射性セシウム濃度は、90℃の熱水で浸出した浸出液と比べ、統計的に有意に低く、茶葉からの放射性セシウムの浸出効率の温度依存性が強いことが明らかになったため。

2. 浸出時に茶葉が熱水中で広がるよう、ガラス棒等で大きく5回程度攪拌すること。

(理由) 攪拌を行って浸出した浸出液の放射性セシウム濃度は、攪拌を行わないで浸出した浸出液と比べ、統計的に有意に高く、茶葉からの浸出効率を上げるためには攪拌が主要な因子であることが明らかになったため。

(別添)

### お茶の放射性物質の検査における変動要因

農林水産省において、放射性セシウムを含有する荒茶を使用し、「食品中の放射性物質の試験法について」（平成24年3月15日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「試験法通知」という。）に示された浸出条件（荒茶又は製茶10g以上を30倍量の重量の熱水（90℃）で60秒間浸出し、40メッシュ相当のふるい等でろ過）を基本として、異なる条件で浸出した浸出液の放射性セシウム濃度を測定し、浸出条件の違いが浸出液の放射性セシウム濃度に及ぼす影響について調査を行ったところ、以下の結果が得られた。

(参考) 調査の実施概要

- ①使用した茶葉 平成23年産の荒茶
- ②調査年月日 平成24年3月19～23日
- ③協力機関 (財) 日本食品分析センター

#### 1 浸出に用いる熱水の温度の違いによる影響

60℃の熱水で浸出したところ、浸出液の放射性セシウム濃度は、同一の茶葉を用いて90℃の熱水で同一時間浸出した場合の約60%であり、統計的に有意に低かった。

熱水の温度	浸出液の総放射性C s 濃度 (Bq/kg)				相対濃度
	反復1	反復2	反復3	平均値	
90℃	5.1	4.7	5.9	5.2	100
60℃	4.0	3.4	2.5	*3.3	63

- 注1) 使用した茶葉の放射性セシウム濃度 270 Bq/kg
- 2) 熱水の温度以外の条件は、厚生労働省から示された浸出条件による。
- 3) \*は熱水温度90℃に対し有意に低い ( $\alpha=0.05$ でt検定を実施)。

## 2 浸出時の攪拌の有無による影響

試験法通知では、浸出時の攪拌は求めていないが、攪拌を行いながら浸出したところ、浸出液の放射性セシウム濃度は、同一の茶葉を用いて同一の湯温・浸出時間の条件で攪拌せずに浸出した場合の約130%であり、統計的に有意に高かった。

攪拌の有無	浸出液の総放射性C s 濃度 (Bq/kg)					相対濃度
	反復 1	反復 2	反復 3	反復 4	平均値	
攪拌なし	4.3	5.8	5.2	5.1	5.1	100
攪拌あり	6.7	6.8	5.9	—	*6.5	127

注1) 使用した茶葉の放射性セシウム濃度 293 Bq/kg

2) 攪拌の有無以外の条件は、厚生労働省から示された浸出条件による。

3) 攪拌は、スターラーを用いて行った。

4) \*は「攪拌なし」の場合に対し有意に高い ( $\alpha=0.05$ で t 検定を実施)。

## 3 その他

- (1) 浸出液を室温下で長時間放置した場合の影響を調べたところ、24時間後、48時間後、72時間後の放射性セシウム濃度には、それぞれ浸出直後と比べて有意な差は見られなかった。
- (2) 浸出時間を長くした場合の影響を調べたところ、120秒間浸出した浸出液の放射性セシウム濃度には、60秒間浸出した場合と比べて有意な差は見られなかった。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA92 飲用に供する茶の試験に関し、荒茶又は製茶で検査する場合の検出限界値を教えてください**

---

「食品中の放射性物質の試験法について」で示した方法により測定する場合は、同試験法で基準値の5分の1以下と定められているので、40 ベクレル/kg 以下となります。また、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の要件を満たした検査機器により測定した場合は、同法で定められているとおり、25 ベクレル/kg 以下となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA93 緑茶と麦茶以外の茶や、レギュラーコーヒーなど、浸出、抽出してから、飲む状態で一般食品の基準値を適用する食品について、浸出又は抽出の方法を示してください**

---

日本食品標準成分表 2010（文部科学省）の食品群別留意点中に浸出、抽出の方法が記載されている紅茶、ウーロン茶、レギュラーコーヒーは、原則として、この中で最も浸出、抽出時間が長い方法に従うこととします。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

## 9. 畜産物に関する Q&A

### QA94 牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか

放射性物質の基準値を下回る牛乳、肉、卵のみが流通するように、各自治体において、放射性セシウム濃度の検査を実施しています（QA29 参照）。

#### ■乳、牛肉における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
原乳	平成 23 年 3 月	173	8	4.6%
	平成 23 年度	1,746	0	0%
	平成 24 年度	2,421	0	0%
	平成 25 年度	2,040	0	0%
	～平成 26 年度(～9 月 29 日)	934	0	0%
牛肉	～平成 23 年度	78,095	1,052	1.3%
	平成 24 年度	153,238	6	0.004%
	平成 25 年度	193,268	0	0%
	～平成 26 年度(～9 月 29 日)	94,566	0	0%

(注) 牛肉においては、平成 24 年 4 月から設定された基準値 100 ベクレル/kg を超過した点数。原乳においては、基準値 50 ベクレル/kg を超過した点数。

※：検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 26 年 3 月 20 日原子力災害対策本部決定）の対象自治体の 17 都県。

※：平成 26 年 9 月 29 日現在。

原乳では、東京電力福島第一原子力発電所事故当初に 50 ベクレル/kg を超過したものがみられましたが、平成 23 年 4 月以降は全て 50 ベクレル/kg 以下となっています。牛乳は、酪農家が生産する原乳を、クーラーステーションに集めた後、原料として乳業工場に出荷されるので、個々の酪農家ごとではなく、クーラーステーション単位で放射性物質検査を行っています。もし、原乳に出荷制限などの指示が出された場合、農協又は乳業者が、クーラーステーションへの出荷段階又は乳業工場への出荷段階で、原乳の出荷者名や地域の確認を行い、出荷を止めるので、基準値を超える原乳が、牛乳・乳製品の原料として使用されることはありません。

牛肉では、平成 23 年度は高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により 100 ベ

クレル/kg 超過がみられましたが、その後、飼料の管理が適切に行われた結果、平成 24 年度以降は基準値の超過は大幅に低下し、平成 25 年度は、基準値の超過はみられませんでした。平成 25 年度は 5 県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）で 3 か月に 1 度全戸検査を実施し、特に 4 県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）では、一部の農家において、全頭検査を行い、安全性を確認した上で市場に流通させています。

豚、鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、これまで検査した豚肉・鶏肉・鶏卵については、～平成 23 年度は 867 点検査し、100 ベクレル/kg 超過は 6 点、平成 24 年度は 1,595 点検査し、基準値超過は 1 点、平成 25 年度以降（平成 26 年 9 月 29 日時点）は 1,980 点検査し、基準値の超過はみられませんでした。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日

---

## QA95 牛乳の表示のどこを見ればその原産地がわかるのですか

---

牛乳・乳製品については、食品衛生法上、原乳の原産地ではなく、「乳処理場の所在地」「製造所の所在地」を表示することが義務付けられています。

このため、消費者が牛乳・乳製品の表示を見ても、原乳の原産地を確認できない場合があります。また、季節などによっても原産地が変わることもあります。牛乳・乳製品の情報についてお知りになりたい方は、牛乳・乳製品の製造事業者（メーカー）のお客室相談室などにお問い合わせください。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第9版）より作成

出典の公開日：2014年11月13日

本資料への収録日：2014年3月31日（第8版による）

改訂日：2015年3月31日



---

## QA96 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか

---

家畜には、飼料として穀物やその副産物などが与えられています。さらに、牛などには、牧草（生、乾草）やサイレージ（牧草を発酵したもの）、稲わらなど（これらは粗飼料と呼ばれます）も与えられます。

牛乳、肉、卵などの畜産物に含まれる放射性物質は、主に家畜の食べる飼料に由来することから、安全な畜産物を生産・供給するためには、出荷される畜産物に含まれる放射性物質が食品衛生法に基づく基準値を超えることのないように、飼料中の放射性セシウムを抑制する必要があります。

このため、飼料から畜産物へ放射性セシウムがどのように移行するのかといったこれまでに実施した試験データを活用して、以下のとおり飼料を与える家畜の種類ごとに、飼料の放射性セシウムの目安（暫定許容値）を定め、この目安を超える飼料を給与しないよう指導しています。

### ■飼料の放射性セシウムの暫定許容値

牛、馬用飼料	10 ベクレル/kg
豚用飼料	80 ベクレル/kg
家きん（鳥）用飼料	16 ベクレル/kg
養殖魚用飼料	40 ベクレル/kg

（製品重量※、ただし粗飼料は水分含有量 8 割ベース）

※：製品重量とは、配合飼料等家畜に給与される製品段階の重量です。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日

## 10. きのこと・山菜・野生獣に関する Q&A

---

**QA97** 乾燥きのこについて、原材料の状態とは生のきのこの状態と、乾燥した状態と、どちらを指すのでしょうか

---

生のきのこの状態を指します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

## QA98 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか

きのこは、栽培管理されているものと、野生のものに分かれます。

栽培されているしいたけについては、おが粉等を固めたものにしいたけの菌を植えて発生させる「菌床栽培」と、原木に穴をあけてしいたけの菌を植えて発生させる「原木栽培」があります。

発生するしいたけは、原木や菌床用培地に含まれている放射性物質を吸収するため、原木栽培に用いる「原木及びほだ木」には、放射性セシウム濃度を最大で 50 ベクレル/kg（乾燥重量）、菌床用培地には 200 ベクレル/kg とする当面の指標値が定められ、基準に適合した生産資材の使用について生産指導等がなされています。このような管理により、基準値の超過割合は減少しています。

### ■しいたけにおける放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過	超過割合
菌床 しいたけ	～平成 23 年度	358	9	2.5%
	平成 24 年度	868	0	0%
	平成 25 年度	869	0	0%
	～平成 26 年度(～9月 29 日)	363	0	0%
原木 しいたけ	～平成 23 年度	1,093	364	33.3%
	平成 24 年度	1,513	213	14.1%
	平成 25 年度	1,298	2	0.2%
	～平成 26 年度(～9月 29 日)	696	3	0.4%
その他 しいたけ	～平成 23 年度	1,881	268	14.2%
	平成 24 年度	2,257	195	8.6%
	平成 25 年度	2,230	50	2.2%
	～平成 26 年度(～9月 29 日)	811	9	1.1%

平成 26 年 9 月 29 日現在

一方、野生のきのこについても、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。低減対策のとれない野生のきのこでは、平成 25 年度に 10 の県で基準値の超過がみられました。

また、たけのこ、ぜんまい、こしあぶらなどの山菜についても、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。野生のきのこと同様に低減対策のとれない山菜では、平成 25 年度に 9 の県で基準値の超過がみられました。

■山菜における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過	超過割合
山菜	～平成 23 年度	524	138	26.3%
	平成 24 年度	1,950	197	10.1%
	平成 25 年度	3,184	142	4.5%
	～平成 26 年度(～9月 29日)	3,230	61	1.9%

平成 26 年 9 月 29 日現在

これらの検査結果を基に、基準値を超える可能性がある地域では、出荷制限や摂取制限を行っています。出荷制限や摂取制限の指示や、県による出荷自粛等についての情報は林野庁や県のホームページで公表されています。

出荷制限、摂取制限地域では、野生のきのこや山菜を採取することを控えてください。また、その地域では、採取した野生のきのこや山菜の放射性物質を測定して食品の基準値を下回っていても、その品目を出荷、販売等することはできません。

■きのこ・山菜類における出荷制限等の指示が出ている地域

	栽培きのこ類			野生きのこ類			山菜類	
	摂取制限	出荷制限	出荷自粛	摂取制限	出荷制限	出荷自粛	出荷制限	出荷自粛
青森県					▲			
岩手県		▲	▲		▲		▲	▲
宮城県		▲	▲		▲		▲	▲
秋田県								▲
山形県								▲
福島県	▲	▲		▲	▲		▲	▲
茨城県		▲	▲			▲	▲	▲
栃木県		▲	▲		▲		▲	▲
群馬県			▲		▲			▲
埼玉県			▲		▲			
千葉県		▲					▲	▲
神奈川県			▲					
新潟県						▲		▲
山梨県					▲			
長野県					▲		▲	▲
静岡県					▲			

▲：一部で指示が出されている地域

平成 26 年 10 月 31 日現在

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」(第9版)より作成

出典の公開日：2014年11月13日

本資料への収録日：2014年3月31日(第8版による)

改訂日：2015年3月31日

## QA99 イノシシなどの野生獣について、検査はどうなっていますか

イノシシ、シカ、クマなどの野生鳥獣の肉についても、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。低減対策のとれない野生鳥獣の肉類では、平成 25 年度も 9 の県で基準値の超過がみられました。

基準値を超える可能性がある地域では、出荷制限・摂取制限が行われています。また、その他の地域・品目でも、県の判断により出荷が自粛されることがあります。これらの情報は、県のホームページで公表されています。

### ■野生鳥獣における出荷制限等の指示が出ている地域

	摂取制限	出荷制限				
	イノシシ	イノシシ	クマ	シカ	ヤマドリ	その他
福島県	▲	■	▲		■	カルガモ■ キジ■ ノウサギ■
岩手県			■	■	■	
宮城県		■	■			
山形県			■			
茨城県		□				
栃木県		□		■		
群馬県		■	■	■	■	
千葉県		□				
新潟県			◆			

平成 26 年 10 月 24 日現在

■：全域で制限の指示、

□：全域で制限の指示（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される肉を除く）

◆：全域で制限の指示（佐渡市及び粟島浦村を除く）

▲：一部で制限の指示、

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日

## 11. 水産物に関する Q&A

### QA100 生鮮水産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか

国産の生鮮水産物の原産地表示については、JAS 法に基づく生鮮食品品質表示基準により、「生産した水域の名称」（水域名）を表示することが義務付けられています（例：茨城県沖、三陸沖、銚子沖など）。

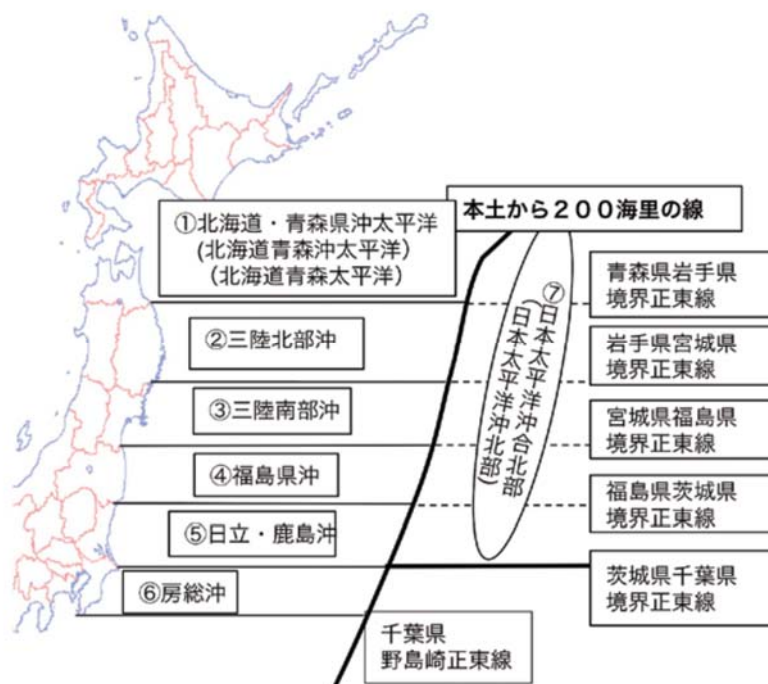
ただし、水域をまたがって漁をする場合など、水域名の記載が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の記載に代えることができることになっています。

この表示義務に違反した場合には、生鮮農産物と同様に、JAS 法に基づく指示・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。消費者庁では、農林水産省や都道府県と連携し、産地偽装が起らないよう取締りに努めています。

また、生産水域の情報に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、水産庁では、東日本太平洋側で漁獲された水産物について、生産水域の区画及び水域名を明確化した原産地表示を奨励することとし、平成 23 年 10 月 5 日、関係団体、都道府県等に対し、通知を行いました。

具体的な水域区分は、回遊性魚種<sup>\*1</sup>については、次のとおりです。

東日本太平洋における  
水産水域名の表示方法<sup>\*2</sup>



平成 25 年 12 月 10 日 海洋生物環境研究所での意見

※1：回遊性魚種

ネズミザメ、ヨシキリザメ、アオザメ、いわし類、サケ・マス類、サンマ、ブリ、マアジ、カジキ類、サバ類、カツオマグロ類、スルメイカ、ヤリイカ、アカイカ

※2：沿岸性魚種の表示は「〇〇県沖」を基本とします。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」(第9版)より作成

出典の公開日：2014年11月13日

本資料への収録日：2014年3月31日(第8版による)

改訂日：2015年3月31日